

構造的知能暴力事件をはじめとする構造的不正に対する取組の強化等について（通達）

令和2年3月31日

警察庁丁捜二発第30号

警察庁刑事局捜査第二課長から警視庁刑事部長、各道府県警察本部長宛て

（概要）

構造的な利権を創出し、違法・不当に利益を享受している者に係る構造的知能暴力事件は、国民生活に大きな悪影響を及ぼすものであることから、これら構造的不正に対する取組の強化等を図ることを指示したものである。

主な内容は、

- 取組の強化
- 情報収集活動の強化

等である。